

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広 報 課)

ページ
一

号外 (37) 平成二十一年 四月 一日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務所長」を「事務所の振興課長」に改め、同条第二項中「事務吏員」を「職員」に改める。

別表産業政策課長の項中「産業政策課長」を「商工政策課長」に、「産業労働観光部」を「商工労働部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十一年四月一日

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社